

令和3年10月18日

教 育 長  
消 防 長  
市長部局の部長等  
執行機関事務局の長  
議 会 事 務 局 長  
様

市 長

#### 令和4年度予算編成方針について

本年8月に総務省が示した「令和4年度の地方財政の課題」では、経済財政運営と改革の基本方針2021のとおり「新経済・財政再生計画等を踏まえ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する」と示された。

令和4年度地方財政収支の仮試算の歳入をみると、地方税等は、42.4兆円で前年比6.4%の増加としており、出口ベースでの交付税総額は、17.5兆円で前年比0.4%の増加、臨時財政対策債は3.3兆円で前年比40.2%の減少としており、歳入全体では90.1兆円で前年比0.6%の増加となっている。また、同時に公表された地方交付税算定基礎では、令和4年度から臨時財政対策特定加算が皆減となっている。

歳出では、一般行政経費で社会保障関係費の増加を見込み41.4兆円と前年比1.3%の増加としたが、この他は令和3年度と同程度としている。

これらのことから、総務省概算要求の段階では、地方財政の質は改善する姿となっており、独自施策を推進するためには、税等の自主財源の確保がより重要となること

が想定される。

国内経済をみると、内閣府の月例経済報告（9月）の基調判断では、「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるなか、持ち直しの動きが続いているものの、このところそのテンポが弱まっている。」としており、また北海道の9月の「最近の経済動向」によると、「一部に弱い動きがみられるものの、緩やかに持ち直している」としている。

現時点の見通しでは、ワクチン接種を促進するなかで、景気の持ち直しが期待されるが、先行きリスクの高まりに注意をする必要があるという状況にあり、引き続き新型コロナウイルス感染症への対応が必要となることが想定される。

中期財政収支見通しでは、市税収入は増加傾向にあるがコロナ禍リスクを見込んでおり、管理施設の運営経費や、ICT 導入・運用経費、義務的経費などの増加などから、經常収支不足が見込まれ、収支改善の取り組みは必須である。

以上のとおり、未だ厳しい財政状況が想定されるが、第5期恵庭市総合計画後期基本計画や恵庭市総合戦略に位置づけた事業を着実に推進し、恵庭の創生に挑戦し続けなければならない。

このため従来を取組に加え、歳入面においては、ふるさと納税制度による寄附金を含む特定目的基金や企業版ふるさと納税、補助制度の活用などの工夫や、企業誘致、移住・定住の促進など財源確保に努めてもらいたい。歳出面においては、新たな事業を開始する場合、運用経費を含めた費用対効果を十分に検証すること、また新たな補助制度を開始する場合、既存の施策の合理化を検討し、スクラップアンドビルドを大原則とした事業の選択と資源の集中に努めてもらいたい。

総合計画の目的にあるとおり、『価値観を見直し、新たな視点に立って「本当に必要なもの」や「市民にできること」「行政にできること」を見極めながらまちづくりを進めていく』ことを職員一人ひとりが意識して予算編成に取り組んでいただきたい。

## 1 総括的事項

- (1) 令和4年度予算編成は、昨年に引き続き臨時的経費を含めた一般財源配分方式により実施する。配分内経費は原則所管課の要求を認めるので、入力や積算の誤りが無いように精査した要求を行うこと。  
ただし、配分額の適正化を図るため、義務的性質の強い経費、年度間の変動の大きい経費、他所管の予算に影響を及ぼす経費は配分対象から別途査定に見直す。
- (2) 事業の実施においては、常に「事業の目的・必要性」に対する効果等の検証を行い、その結果を踏まえた事業の大胆な見直し、統廃合、効率化、さらに経費の思い切った削減などの検討を進めるとともに、行政評価の結果を適切に予算要求に反映させること。
- (3) 歳入確保については、補助制度の研究・活用及び税・料金等の課税客体の確実な把握や徴収強化を図りながら、最大限の努力を払うこと。
- (4) ふるさと納税による寄附を含む各基金の活用については、各基金の所管課により定めた活用方針に基づき、積極的に有効活用すること。
- (5) 企業版ふるさと納税制度（地方創生応援税制）は、地方創生施策の財源となる。地域再生計画との関連が必要であることから、関連部署と連携して活用を検討すること。
- (6) 予算要求に当たっては、各部内におけるマネジメント調整機能を十分発揮し、単に数量・単価等に伴う増額要求や政策予算要求を行うことなく、常に「最少の経費で最大の効果」をあげるための視点を持ち、既存事業の見直しを積極的に行うこと。また、決算における執行残や事業実績を分析し、当初予算計上すべき金額を精査すること。
- (7) 各部配分額を超過する予算要求は一切認めない。このため各部のマネジメントによる部内の予算調整で配分額内での要求とすること。ただし、部をまたいだ配分額の調整は可能とする。

- (8) 令和4年度予算編成においても、引き続き市民と行政の相互理解を深めるために予算編成の情報共有を進めることから、積極的な情報公開を行う。

## 2 具体的事項

### (1) 歳入

国においては、各種税制改正や社会保障の制度改正をはじめとする様々な制度改正を進めていることから、国庫補助制度等の見直しなどに留意した上で予算要求を行うこと。

#### ① 市税

見積りに当たっては、景気の動向や特に税制改正等を十分勘案し、課税客体を的確に捕捉したうえで見積りを行うこと。また、税負担の公平を期し、収納率の向上、債権の早期回収、滞納整理等引き続き適切な徴収管理に努めること。

#### ② 使用料、手数料、負担金、諸収入

受益者負担の原則や住民負担の公平性確保の観点、他市の状況などを勘案し、料金負担を求めているものや個別に見直しを検討しているもの、減免を設けているものについては、その適確性を検討し、適正・的確な額となるよう検討を進めること。

使用料・手数料については、市税と同様に賦課客体の確実な捕捉・チェック、収納率の向上、収納の強化に努めること。

#### ③ 国庫・道支出金

国庫・道支出金の見積りにあたっては、補助制度の変更などの情報収集を行い、国や道の動向把握に努めること。

また、補助事業については、その実施に伴う市の負担や後年度の補助の有無等も考慮し、必要性や事業効果等について十分検討した上で活用すること。

#### ④ 財産収入

具体的な活用計画がない行政財産の遊休市有地については、早急に普通財産として整理し、売払い等を進めること。

## ⑤ 市債

財政運営の基本指針に基づき実質公債費比率を抑制することや、第5期総合計画期間内における建設市債残高は増加しない目標としていることから、令和4年度は、事業費の精査や交付税措置のある市債を充当するなど、年度間調整を実行し将来負担の軽減に努めること。

## (2) 歳出

令和4年度予算は、全国都市緑化北海道フェアの開催、花の拠点運営経費負担、医療や介護等の扶助費の増加、市営住宅の建替えなどが見込まれるため、一層の歳出抑制が必要となる。

このため臨時的経費を含めた各部配分予算は、マイナスシーリングは実施しないが、前年度同等の基準で設定する。

### ① 政策的事業経費の要求について

政策的事業として内示（政策ランクA・B）を受けたものについては、事業の必要性や積算内容を再度精査の上要求すること。

「A」「B」ランクともに、内示額は要求可能上限額に過ぎないことから、予算査定で減額となる場合があることに留意すること。また、「B」ランクは、「条件付き実施可」であり、予算査定で事業実施の可否について判断を行うものであることに留意すること。

政策的判断を要するにも関わらず、予め政策的予算要求を行っていないものについては要求を認めないので留意すること。

### ② 配分対象経費の組替えについて

① を除く経常経費の増額要求については、次の取り扱いとする。

- ・一般財源配分予算額内で組み替えて要求すること。
- ・新たな財源の確保、または財源の増収により一般財源を確保すること。
- ・組み替え可能経費の区分は臨時的経費を含め各部に配分された「一般財源配分」内の経費（配分対象経費）とする。したがって、「人件費（会計年度任用職員を含む）、扶助費、指定管理料、債務負担、公債費、積立金、投資及び出資金、貸付金、特別会計繰出金」は、配分外経費として組み替え対象外である。

- ・特に、過去に流用している細節については、必要金額についてよく検討し、流用を要さないように組み替えること。
  - ・本年度も臨時的要求については、一般財源配分予算の組み替えにより行うこと。
- ③ 会計年度任用職員の給与・報酬・手当等の要求は基本的に、職員課により一括して要求するものとする。ただし、特別会計や企業会計、補助事業対象となる会計年度任用職員に関連する要求は担当課により、該当事業において要求することとする。
- ④ 一般会計並びに、特別会計及び企業会計における負担について、一般会計より基準外繰入を行っているものについては、ルールの積極的な見直しを行い、一般財源繰入の圧縮を図ること。
- ⑤ 様々な不確定要素により、予測が難しい又は、変動が著しい歳出予算については、適宜予算計上し対応するものとする。
- ⑥ インセンティブ予算配分について

インセンティブ予算は、「令和3年度インセンティブ予算申請に係る評価結果について（通知）」（令和3年7月19日事務連絡）で通知した額を一般財源配分額に加算する。当該予算は、申請された事業に充当するものとし、査定は簡易なものとする。

なお、令和3年度予算におけるインセンティブ予算の募集は、令和4年度当初に予定していることから、現予算の執行時には、コスト意識を持って工夫・改善に努めてもらいたい。